

災害事例

小型移動式クレーンが転倒し合図者を直撃

■労働災害発生状況

建設現場において、小型移動式クレーン（クローラクレーン、つり上げ荷重2.93トン）（通称「かにクレーン」）を用い、クレーン作業を行っていた。

1階床の開口部横にこの小型移動式クレーンを設置し、開口部から地下1階に設置してあった型枠支保工（強力サポート）を1階の開口部横につり上げるため、空荷の状態で2段目のジブを伸長し、待機していたところ、小型移動式クレーンが転倒し、1階開口部の反対側で合図を行っていた合図者に倒れてきたジブの先端が直撃し、床の間に腰が挟まれ負傷した。（休業日数30日）

なお、午前中の作業は、この小型移動式クレーンの作業計画・作業指示書等に基づき行われたが、午後から運転者が交代したことにより、作業計画・作業指示書等を確認しない

まま作業が行われたことが判明した。

■労働災害発生原因

(1) アウトリガーを張り出さずに使用していたこと。また、アウトリガー自動検出装置がなく、アウトリガーを張り出さなくても使用可能なものだったこと。

(2) 小型移動式クレーンを用いる作業について、事前に、①作業方法、②小型移動式クレーンの転倒を防止するための方法、③小型移動式クレーンを用いて作業を行う際の労働者の配置、及び④指揮の系統等の作業計画が、交代要員も含むこの作業全ての関係者に周知徹底されていなかったこと。

(3) 本件の小型移動式クレーンは、クローラタイプであるが、アウトリガーを張り出さないと荷を吊っていなくても転倒するおそれがある。このような特性が十分に理解されないまま作業に用いられたこと。

■再発防止対策

(1) アウトリガーを有する小型移動式クレー

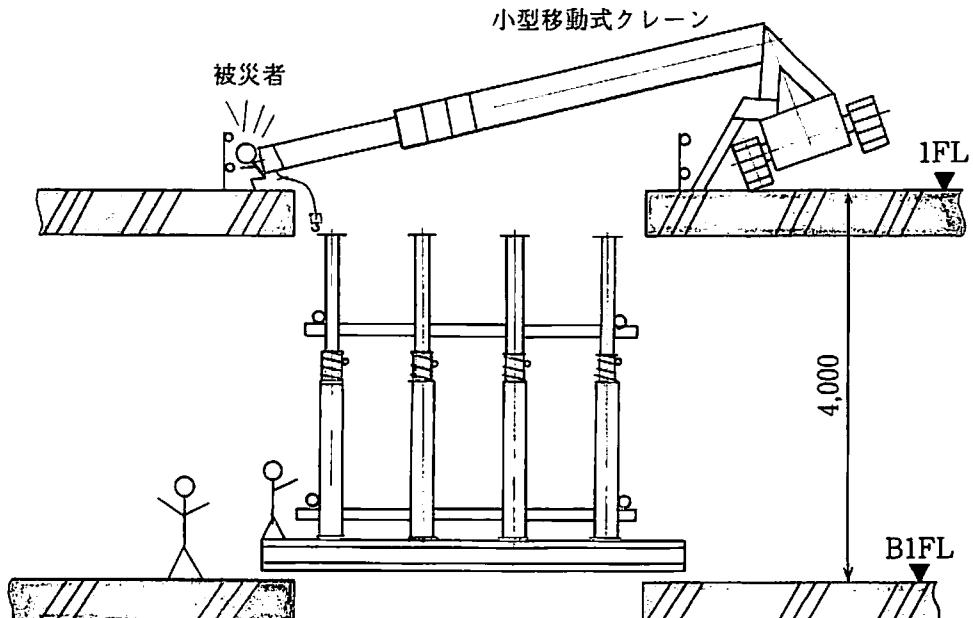


図 災害発生状況

ンについては、原則としてアウトリガーを最大張り出しにして使用すること。(アウトリガーなしで使用できるのは、アウトリガーなしの荷重表がメーカーから示されている場合であって、かつその荷重の範囲に限られる。)

(2) 小型移動式クレーンを使用する作業にあっては、作業前に、作業の内容、指揮の系統、連絡及び合図等の方法、その他小型移動式クレーンの特性、使用上の注意等労働災害を防止するため必要な事項を周知・徹底すること。特に、作業者が途中で交代する場合には後の作業者にもこれらの事項が周知されること。また、元方事業者は、下請

け事業者に小型移動式クレーンを使用させる場合には、これらの事項について必要な連絡及び調整を行うこと。

(3) 作業に適した小型移動式クレーンを使用すること。

この小型移動式クレーンはアウトリガーが張り出されていないとジブを伏せただけで転倒するおそれがあるが、高所から荷を吊り上げる(降ろす)作業に用いる場合は転倒して、さらに落下するおそれがあるので、安定度の高いものを用いるか又はアウトリガー検出装置や過負荷防止装置が備えられたものを用いることが望ましいこと。